

令和5年7月11日

令和5年

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会7月期定例総会議事録

1.日 時 令和5年7月11日（月）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 20 名 欠席委員 2 名

●出席委員の氏名

| 農業委員 |        |   | 農地利用最適化推進委員 |       |   |
|------|--------|---|-------------|-------|---|
| 1番   | 奥野 和浩  | ○ | 15番         | 坪根 和男 | ○ |
| 2番   | 水嶋 久夫  | ○ | 16番         | 向本 忠久 | 欠 |
| 3番   | 八坂 龍臣  | ○ | 17番         | 小川 清志 | ○ |
| 4番   | 宮秋 伸一  | 欠 | 18番         | 木下 益美 | ○ |
| 5番   | 志摩 昌子  | ○ | 19番         | 磯田 三好 | ○ |
| 6番   | 前田 数彦  | ○ | 20番         | 青島 牧人 | ○ |
| 7番   | 横山 健一  | ○ | 21番         | 久元 一仁 | ○ |
| 8番   | 山本 直子  | ○ | 22番         | 福田 政典 | ○ |
| 9番   | 今瀬 一高  | ○ |             |       |   |
| 10番  | 久保 博文  | ○ |             |       |   |
| 11番  | 喜多代 洋一 | ○ |             |       |   |
| 12番  | 緒方 正行  | ○ |             |       |   |
| 13番  | 松下 隆光  | ○ |             |       |   |
| 14番  | 宮本 健一  | ○ |             |       |   |

●事務局 事務局長 円 入 忠 義 欠  
末 松 直 幸 ○  
向 本 泰 一 ○

4.議 案

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について  
 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について  
 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について  
 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他 ・定例総会について

## 会議の経過

令和5年7月11日(火)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会7月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、宮秋委員、向本委員から欠席の連絡がありました。  
上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、  
只今から7月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。議席8番 山本委員 議席10番 久保委員を  
指名いたします。 よろしくお願ひします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページを お願いします。

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画の  
決定についてでございます。

今期分については貸借借権2件、使用貸借権1件でございます。

まず、貸借借権分ですが、期間は1年、6年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が2,344㎡です。

筆数は2筆で貸し手2名、借り手2名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当10,000円となっております。

現物では、30kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は6年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が1,021㎡です。筆数は1筆で貸し手1名、  
借り手1名となっております。

次のページに申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第23号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをお願いします。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井872番外4筆、地目は田で合計面積は11,908㎡です。  
所有権を移転する方は、大字土佐井の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は7～8ページのとおりです。

申請農地は、大字土佐井新池付近及び土佐井集落に隣接する農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。

何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第24号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料9ページをお願いします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原654番地1、地目は畑で、面積は926㎡です。

譲渡人は、福岡県遠賀郡岡垣町の〇〇さんと 北九州市戸畑区の仲さんの2名で、  
譲受人は、大字下唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、7,330㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は11～12ページのとおりです。

申請農地は、下唐原貴船神社そばの農地です。  
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、私が地区担当となります。

事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくお願いします。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により 議案第25号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議題第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料13ページをお願いします。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井403番1外3筆、地目は田で、面積は4,496㎡です。

譲渡人は、東京都練馬区の〇〇さんで、譲受人は、大字土佐井の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、374,496㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は14～15ページのとおりです。

申請農地は土佐井 貴船神社そばの農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については、奥野委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

奥野委員 6月20日に現地確認しました。事務局の説明のとおりです。

審議のほど 宜しくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第26号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料17ページをお願いします。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字中村418番1外1筆、地目は田で面積は1,114㎡です。

譲渡人は、吉富町の〇〇さんで、譲受人は、吉富町の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は278,157㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は19～20ページのとおりです。

申請農地は、大字中村 吉富町との町境に位置する農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、前田委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

前田委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第27号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の21ページをお願いします。

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水262番1、地目は畑で、面積は386㎡です。

申請人は、大分県中津市の〇〇さんで、理由としては、一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の承諾を得ております。農地の区分は、第2種農地であり、許可可能と判断します。箇所図・位置図は22～23ページのとおりです。申請農地は、大字垂水、県道福土・吉富線、垂水駐在所近くの農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、志摩委員が地区担当となりますがいかがでしょうか。

志摩委員 事務局の説明のとおりです。審議のほど宜しく願います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第28号については、原案のとおり可決決定されました。以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。その他について事務局から願います。

事務局 では、その他について1点ご説明申し上げます。

次回8月期の定例総会については、8月10日(木)を予定しております。

総会に欠席された場合には、後日役場まで資料の受けとりをお願いします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたら願います。

それではこれで7月期定例総会を終了します。

令和5年7月11日 午前9時18分閉会